

旗

No.818

2022年12月10日

宗教法および宗教経営研究所

櫻井 圀郎

東京都中央区日本橋人形町1-17-7ナンヤビル602

<https://law396.com> (ローさくらドットコム)

2022年12月10日成立

# 法人等による寄附の不当な勧誘 の防止等に関する法律

© Kunio Sakurai, 2022

## 目次

- 第一部 法律の内容
- 第二部 適用の問題

## 第一部 法律の内容

- I 法律の目的
- II 法人等による
- III 寄附
- IV 寄附の勧誘
- V 寄附の取消し
- VI 扶養する親族のため
- VII 内閣総理大臣の措置
- VIII 運用上の配慮
- IX 罰則

### I 法律の目的

- 1 **法人等による** 寄附の不当な勧誘の禁止
  - → 組織的な勧誘が対象なので、個人による勧誘は対象外
- 2 寄附の不当な勧誘を行う法人等への行政上の措置
  - → 内閣総理大臣による**報告聴取・勧告・命令**
- 3 法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護
  - → 法人等の**配慮義務**
  - 寄附の意思表示の**取消し**
  - 被扶養者の**債権者代位権**

## Ⅱ 法人等による

- 1 対象は「法人等による」寄附の不当な勧誘
- 2 「**法人等**」とは
  - (1) **法人**
    - ① 宗教法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、など
    - ② 社会福祉法人、学校法人、医療法人、株式会社、など
    - ③ 国、都道府県、市町村、財産区、独立行政法人、など
    - ④ 宗教目的の寄附に限らない
    - ⑤ 地方自治体の寄附、学校の寄附、老人ホームの寄附、など

## Ⅱ 法人等による

- (2) **人格のない社団・財団**（法人でない社団・財団）
  - ① 宗教法人でない宗教団体
  - ② 信徒会、護持会、崇敬会、同好会、など
  - ③ PTA、町内会、子ども会、敬老会、青年会、スポーツ団体など
  - ④ 政党、政治団体、消費者団体、労働組合、商工会、など
  - ⑤ 宗教目的の寄附に限らない
  - ⑥ 政治献金、政党・政治団体への寄附、消費者活動の寄附、PTA・町内会などへの（強制的な）寄附、など

## II 法人等による

- (3) 「個人」
- ① 「法人等」ではない「個人」は含まない
- ② 表面上は個人でも
  - ③ 法人等の役員としてであれば、適用
  - ④ 法人等の代理人・受託者であれば、当然適用
  - ⑤ 法人等の被用者・従業員は、当然、法人等として活動
  - ⑥ 法人等の会員・社員は、状況により判断
  - ⑦ 法人等の信者は、必ずしも法人等を代表するとは言えない

## II 法人等による

- (3) 「個人」
- ① 信者の個人としての活動は、法人等の活動ではない
  - ② 多くは、信者の個人としての活動を推奨している
  - ③ 信者の個人としての活動を義務化しているところも多い
  - ④ プロテスタントの「万人祭司」論・「個人伝道」論
  - ⑤ 「個人の資格」の牧師・住職・神官・伝道師・宣教師も
- ⑥ 個人の占い師・霊能師・除霊師・カウンセラー
  - → 消費者被害が多発している

## Ⅲ 寄附

- 1 対象となるのは「**個人から法人等**への寄附」
- (1) 「**個人から**」
  - ① 個人が**事業のため**に行う寄附を除く
    - ① 消費者・生活者としての個人が行う寄附が対象
    - ② 事業者としての個人（**個人事業主**）の場合
      - 事業のためであれば適用外
      - 自分の行っている事業のためでなければ適用

## Ⅲ 寄附

- 1 対象となるのは「**個人から法人等**への寄附」
- (1) 「**個人から**」
  - ① 「**個人ではないもの**」が行う寄附は対象外
    - ① **信徒会・崇敬会**が、法人等に行う寄附は対象外
    - ② ただし、**個人から信徒会・崇敬会**への寄附は対象
    - ③ その場合、**信徒会・崇敬会**を独立した**法人等**として適用
    - ④ **信徒会・崇敬会**が**法人等**の内部組織であれば**法人等**として

## Ⅲ 寄附

- 1 対象となるのは「個人から法人等への寄附」
- (2) 「法人等へ」
- ① 寄附の宛先が「個人」の場合は対象外
- ② 「個人」が法人等の代理人・受託者であれば適用
- ③ 「個人」が法人等の代表者・役員である場合、
- ④ 法人等の代表・代理として受領なら適用
- ⑤ あくまでも個人として受領しているなら非適用

## Ⅲ 寄附

- 2 対象となる「寄附」とは
- (1) 個人と法人等との契約（**双方行為**）
- ① 無償で、財産権を移転する「**贈与契約**」
- ② 個人の財産権の第三者への移転を委託する「**贈与委託契約**」
- (2) 個人から法人等への**単独行為**

## Ⅲ 寄附

- 3 対象となる「贈与」「贈与委託」とは
  - (1) 個人から法人等に
  - (2) **無償**で、財産権を**移転**（所有権の移転）
    - ① 「有償の移転」は対象外
    - → 売買、交換、役務の対価
    - ② 「見返り」のあるものは除く
    - ③ 一時的な預託は除く

## Ⅲ 寄附

- 4 対象となる単独行為
  - (1) **無償**で財産権を**移転**する（所有権の移転）
    - ① 遺贈、喜捨、寄附、献金、布施、など
    - ② 見返りがあるものは除く
  - (2) 「**寄附金付きの売買**」は？
    - ① 「寄附金付きの年賀葉書」のようなシステム
    - ② 原価に対し不相当に高価な聖典・聖具などは？
    - ③ プレミアム付きの御書・御筆・御画などは？

### Ⅲ 寄附

- 5 「**個人から個人へ**」の寄附は対象外
  - ① 個人の霊媒師、占い師、宗教家、など
  - ② 個人の政治家、研究者、社会運動家、など
- 6 「**法人等から法人等へ**」の寄附は該当しない
  - ① 個人の事業を法人化して、法人から寄附
  - ② 個人の財産権を個人が経営する法人に移して、法人から寄附
  - ③ 「**護持会**」、崇敬会・信徒会・氏子社中、などの問題

### Ⅳ 寄附の勧誘

- 1 **配慮義務**
  - (1) 自由な意思を抑圧して、**適切な判断**を困難にしないこと
    - 詐欺・強迫・脅迫・錯誤などにならないように
  - (2) 本人・配偶者・扶養親族の**生活の維持**を困難にしないこと
    - 現住家屋の売却、収入の大半、借金、など
  - (3) **法人等を明示**し、寄附財産の**用途を誤認させない**こと
    - 信者なら当然熟知。部外者向けの規定
    - **宗教団体・宗教法人以外の法人等**を対象として規定



## IV 寄附の勧誘

- 2 禁止行為
- (1) 退去を求められて、個人の住居等から退去しないこと
- (2) 退去の意思を受けながら、勧誘場所から退去させないこと
- (3) 勧誘目的を告げず、任意退去が困難な場所に同行すること
- (4) 電話等による外部相談の意思を受けて、
  - 威迫言動を交え、連絡することを妨げること

## IV 寄附の勧誘

- 2 禁止行為
- (5) 社会生活の経験が乏しいため、恋愛など好意感情を抱き、
  - 勧誘者も同様と誤信しているを知って、これに乗じ、
  - 寄附しなければ関係が破綻する旨を告げること
  - → いわゆる「恋愛商法」
  - 寄附はともかく、入信の動機づけとしては多いパターン
  - 今後、この抗弁を受けないようにする対応策は困難！

## IV 寄附の勧誘

- 2 禁止行為
- (6) 霊感等の能力による知見として、
  - 本人・親族の生命・身体・財産等への
  - 重大な不利益の不安を煽り・不安に乘じ、
  - 回避には寄附が必要不可欠である旨を告げること
  - → いわゆる「**霊感商法**」
  - 「天国」「極楽」「地獄」など、布教伝道上、有用通例
  - 信仰による救済、不信仰による不幸、なども

## IV 寄附の勧誘

- 2 禁止行為
- (7) 借入により、資金調達するよう要求すること
  - → サラ金・高利貸し・闇金との連携
  - 税金対策名目で、寄附＋借金を推奨
  - 名目上の寄付を標榜し、後日、寄附実行の借金をさせる
  - 名門校への入学許可前提の借金＋寄附
  - 入学・事業・結婚を目当ての借金＋政治献金

## IV 寄附の勧誘

- 2 禁止行為
- (8) 次の財産の処分により、資金調達するよう要求すること
  - ① 本人・配偶者・親族の現住建物・敷地
  - ② 本人の事業用の土地等・建物・減価償却資産
    - ① 本人・配偶者・親族の生活に必要な事業に限る
    - ② 事業の継続に必要な財産に限る
  - → 副業の施設なら可能
  - 余裕のある施設なら可能

## IV 寄附の勧誘

- 3 「法人等が行わない」勧誘は……
- (1) 個人の霊媒師・占い師・宗教家等が寄附を推奨
  - ① 個人の霊媒師等が受ける寄附は規制の対象外
  - ② 問題の解決手段として「法人等への寄附」を推奨しても
    - ① 法人等の代理人・受託者でなければ非適用
    - ② バックマージンがあったとしても非適用
  - ③ 法人等に所属の霊媒師等である場合
    - ① 単に所属・被指導の関係にあっても非適用
    - ② 状況により、法人等の行為とみなされることもあろう

## IV 寄附の勧誘

- 3 「法人等が行わない」勧誘は……
- (2) 特定の法人等の名を出さないが、
  - ① 実質的に特定の法人等を指定しているなら該当
  - ② 「北10km以内にある法人等の施設に」は？
  - ③ 「外国人の怨霊が憑いているので、  
当該国の法人等の日本支部に寄附するように」は？
- (3) 現実の被害は、
  - 宗教団体より霊媒師・占い師によるものが多大

## V 寄附の取消し

- 1 取消しの要件
- (1) 寄附勧誘の際に、
- (2) 法人等が本人に「**禁止行為**」をしたこと
  - ①退去しない、②退出させない、③勧誘場所への同行
  - ④外部連絡の阻止、⑤恋愛感情等の利用、⑥靈感等による脅し
- (3) 本人が困惑して、寄附の意思表示をしたこと
  - → 取消しは後日に行われることであるから、  
後日のための「保証」を得ておく必要がある

## V 寄附の取消し

- 2 取消しの方法（民法）
  - 本人から法人等への意思表示（通知）による
  - → 内容証明郵便、訴状
- 3 取消しの効果
  - (1) 原則 初めから無効であったとみなす（民法）
  - (2) 例外 善意無過失の第三者に対抗できない（本法）
  - → 寄附した財産（土地・建物・自動車など）の転売

## V 寄附の取消し

- 4 取消しの期間（時効）
  - (1) 追認できる時から1年
    - ただし、IV-2-(6)（靈感等）の場合は**3年**
    - → 「追認できる時」＝ 阻害事由が解けた時
  - (2) 意思表示の時から5年
    - ただし、IV-2-(6)（靈感等）の場合は**10年**
    - → 「意思表示の時」＝ 寄附契約の時、寄附実行の時
    - 10年先のことを考えて、「証拠」を固めておく必要がある

## VI 扶養する親族のため

- 1 扶養する親族のための定期金債権
  - (1) 被扶養親族は「**債権者**」
    - → 本人に扶養してもらう権利
  - (2) 被扶養親族とは、
    - ① 配偶者（民法752条）
    - ② 子（民法820条）
    - ③ 直系血族（民法877条1項）
    - ④ 兄弟姉妹（民法877条1項）
    - ⑤ 家庭裁判所の定めた三親等内の親族（民法877条2項）

## VI 扶養する親族のため

- 1 扶養する親族のための定期金債権
  - (3) **定期金債権**とは、
    - ① 定期的に、一定の金銭等の支払いを受ける権利
    - ② 年金、賃料、給与、養育費、保険金、利息、など
    - ③ ここでは、扶養のための定期金債権
      - → せいぜい月に数万円～数十万円
      - 年間で百万円～千万円

## VI 扶養する親族のため

- 2 **債権者代位権**（民法）
  - (1) 債権者（被扶養親族）は、
    - **自己の債権**を保全するため、
    - **債務者**（本人）の**権利**を行使できる
  - (2) ただし、債権者は、
    - 期限が**未到来の権利**を行使できない
  - (3) 本人に代位して権利を行使するので「債権者代位権」

## VI 扶養する親族のため

- 3 扶養義務等にかかる定期金債権
  - (1) 夫婦間の協力・扶助義務
  - (2) 婚姻費用の分担義務
  - (3) 子の監護義務
  - (4) 直系血族間の扶養義務
  - (5) 兄弟姉妹間の扶養義務

## VI 扶養する親族のため

- 4 被扶養親族のための定期金債権
- (1) 債権者（被扶養親族）は、
  - 期限**未到来の部分**の保全のため、
  - 債務者（本人）の権利を行使できる
- (2) 行使できる権利
  - ① 寄附の**取消権**
  - ② 寄附契約に関する**取消権**
  - ③ 上記による寄附給付の**返還請求権**（寄附金の取戻し）

## VII 内閣総理大臣の措置

- 1 **報告の徴取**
  - (1) 特に必要と認めるとき
  - (2) 寄附勧誘の業務状況の報告を求める
- 2 **勧告**
  - (1) 不特定・多数の個人に禁止行為があると認められ、
  - (2) 引き続き続行の恐れが著しいと認めるとき
  - (3) 当該行為の停止その他の措置を勧告



## VII 内閣総理大臣の措置

- 3 **命令**
  - (1) 正当な理由なく、勧告に応じないとき
  - (2) 勧告の措置を命令
  - (3) 命令した旨を公表
- 4 **資料の収集**
  - (1) 関係行政機関の長に対して
  - (2) 資料の提供、説明、協力を求める
- 5 **消費者庁長官に委任**

## VIII 運用上の配慮

- 1 法人等の活動における、
  - **寄附の役割**の重要性に配慮
- 2 十分に配慮
  - (1) **学問の自由**
  - (2) **信教の自由**
  - (3) **政治活動の自由**

## IX 罰則

- 1 内閣総理大臣の**命令に違反**
  - 1年以下の拘禁刑、100万円以下の罰金
- 2 内閣総理大臣に**報告拒絶・虚偽の報告**
  - 50万円以下の罰金
- 3 法人等の代表者・代理人・従業者の違反
  - 行為者と法人等を罰する

## 第二部 適用の問題

- I 所管行政庁
- II 寄附制度への影響
- III 乱訴のおそれ
- IV 宗教団体・宗教法人への影響
- V 「信教の自由」への危惧

## I 所管行政庁

- 1 消費者庁
- 2 消費者保護
- 3 宗教に否定的
  - (1) 世界に冠たる**無神論・無宗教・反宗教**国家
    - → 宗教離れ、墓仕舞い、無葬式、宗教誹謗、唯物生活
  - (2) 神仏はいないから、**詐欺**という感覚
  - (3) 自称被害者を**保護**するのが当然という認識

## I 所管行政庁

- 4 マスコミの影響
  - (1) 「**宗教2世**」という否定的報道
    - ① 宗教団体にとって、「**信仰継承**」は重大な課題
    - ② 伝統宗教（神社・寺院）でも、強い信仰継承の意識
      - ③ 「うちの宗教は〇〇。他宗教は禁止」
      - ④ 他宗教に行く子女を監禁・弾圧
    - ⑤ 歌舞伎・芸能・芸術・茶道・華道でも、厳しい継承教育
    - ⑥ 医院医師・会社経営者・政治家・官僚・伝統芸能でも
    - ⑦ 小規模な農業・漁業・工場・商店でも、サラリーマン家庭でも

# I 所管行政庁

- 4 マスコミの影響
- (2) 「**高額献金**」という否定的報道
  - ① 「創価学会の財務は収入の10%」は常識を欠き異常という
  - ② 基督教では「十一献金」「Tithe (10分の1税)」
  - ③ 欧米では一般的な公共・公益の寄附も、日本ではない
  - ④ 多くの収入を得て、教会や公共に寄進するとう考え方
  - ⑤ 無宗教・反宗教を基礎にした報道に行政が同調（逆かも）

# I 所管行政庁

- 4 マスコミの影響
- (3) 「**財産取上げ**」という否定的報道
  - ① 米国の教会の多くでは、信者の遺贈で維持存続
  - ② 日本でも信徒の高齢化減少に伴い
    - 継承者のいない土地・建物・農地などの遺贈寄進
- (4) 布教伝道を「**脅し**」という報道
  - ① 実は、自ら恐れている事実を告げられるのを阻止している
  - ② 諸宗教では数千年も昔から伝えてきた事実
  - ③ 「安心」「救済」「済度」は、宗教の根本教理

## I 所管行政庁

- 5 「献金」の意味
  - (1) 「献金」とは
    - ① 布施、賽銭、献金、寄進、初穂料 = 重要な宗教活動
    - ② 信者の重要な宗教行為、信者が神仏に献げる宗教行為
    - ③ 宗教法人に対する贈与ではないし、寄附でもない
  - (2) 「献金」から「金銭」へ
    - ① 信者から神仏に献金 = 神仏の授権により聖職者が受領
    - ② 宗教活動の資金として下賜 = 金銭として宗教法人が管理

## II 寄附制度への影響

- 1 問題となりうる寄附
  - (1) 学校法人
    - ① 有名小中高校への入学を事実上の条件とした高額の寄付
    - ② 大学の入学許可にかかわる高額の寄附
  - (2) 医療法人
    - 臓器移植を前提とした高額の寄附
  - (3) 社会福祉法人
    - 老人ホーム入居に必要的に求められる高額の寄附

## II 寄附制度への影響

- 2 寄附で運営されている法人等
  - (1) 日本赤十字社、骨髄バンク、ユニセフ、……
  - (2) 博物館、美術館、研究所、文化財保管所、……
  - (3) 町内会、こども会、敬老会、地域活性化団体、……
- 3 高齢化社会
  - 相続の必要なく、宗教団体・公益団体・公共機関に遺贈
- 4 今後、運営が困難になろう

## III 乱訴のおそれ

- 1

## IV 宗教団体・宗教法人への影響

- 1 宗教団体・宗教法人も「法人等」
- 2 今後、必要となる
  - (1) 配慮義務を尽くした記録
  - (2) 禁止行為をしていない記録
  - (3) 寄附が自由意思による記録
- 3 今後、起こされる心配
  - (1) 寄附の取消し
  - (2) 寄附の返還

## V 「信教の自由」への危惧

- 1 「献金」は「宗教行為」
  - (1) 「寄附」という経済行為とみなされる
  - (2) 崇敬の対象である神仏を無視した措置
- 2 今後の心配
  - 宗教を知らない消費者庁による規制
- 3 その他

## 櫻井圀郎略歴

- 現 職** 宗教法および宗教経営研究所・所長教授、「法と神学」のミニストリーズ・代表牧師、宗教に特化した司法書士・行政書士・海事代理士 櫻井圀郎事務所。東京高等教育研究所・研究員、宗教と社会研究実践センター・副所長。日本キリスト教連合会・常任委員法務顧問、東京都宗教連盟・参与、東京都神社庁・行政実務相談役、京都仏教会・顧問、ほか。
- 元 職** 東京基督教大学・教授、共立基督教研究所・所長。宗教学会・理事、文部科学省・宗教法人審議会・委員、宗教と政治検討委員会・委員、産業広告アカデミー・委員、図書館協議会・委員長、ほか。
- 学 歴** 名古屋大学法学部・大学院博士課程（民法専攻）、東京基督神学校、カリフォルニア州フラワーストーン神学大学院神学高等研究院（組織神学専攻）、高野山大学大学院（密教学専攻）、ほか。

## Rev. Kunio Sakurai's Office of Law and Religion



**櫻井圀郎事務所**  
宗教法および宗教経営研究所  
「法と神学」のミニストリーズ

**宗教法および宗教経営研究所**  
INSTITUTE FOR RELIGIOUS LAW AND MANAGEMENT

**「法と神学」のミニストリーズ**  
“LAW AND THEOLOGY” MINISTRIES

「宗教」に特化した法律手続・法律事務  
司法書士・行政書士・海事代理士 **櫻井圀郎事務所**

103-0013 東京都中央区日本橋人形町1-17-7 ナンヤビル602

<https://law396.com> (ローさくらドットコム)